

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

1 趣旨

- 規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、「教習期間を半減するよう求める要望があることも踏まえ、普通第二種免許に係る教習を見直し、同免許の取得に要する期間を短縮するため、第一種免許と重複する科目の縮減等により、同免許の取得に係る教習を効率化する」こととされた。
- 令和 6 年 9 月に「普通第二種免許に係る教習カリキュラムに関する調査研究有識者検討会」を設置し、実験教習等を実施。
- 令和 7 年 2 月の検討会の報告を踏まえ、第二種免許に係る教習の科目及び教習の科目ごとの教習時限数等の見直しを行うため、道路交通法施行規則（昭和 35 年内閣府令第 60 号）及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成 10 年国家公安委員会規則第 13 号）の改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）から同年 5 月 17 日（土）まで（30 日間）

3 内容

(1) 道路交通法施行規則の改正案

- 普通第二種免許に係る教習時限数を短縮（学科教習 19 時限→17 時限、技能教習 21 時限→12 時限）する。
- 仮免許試験を免除される、大型免許又は中型免許の失効後 6 か月を超え 1 年以内の者が、当該仮免許を取得し、指定自動車教習所に入所した場合、仮免許取得前に行われる教習（基本操作及び基本走行、学科(一)の教習）の免除を受けることができることとする。
- その他所要の改正を行う。

(2) 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の改正案

- 配車アプリ等の普及を踏まえ、第二種免許に係る教習から、「経路の設定」に係る教習を削除する。
- 基本走行で行うこととされている鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車（縦列駐車）の教習を、応用走行においても教習所内で行うことができることとする。
- その他所要の改正を行う。

4 施行期日

令和 7 年 9 月 1 日